

クレジットカードは年会費が必要？

店頭などで「ポイントが付きお得です」「支払いに便利です」などと勧誘され、クレジットカードを申込んだところ、年会費がかかるカードだったという相談が寄せられています。

【事例1】80歳代 男性
自分が保有していないクレジットカードの請求ハガキが届いた。「指定口座よりお引落しさせていただくようご契約しておりますが、この度お引落しが確認できませんでした」という内容で11,440円請求されている。買い物は常に現金で支払いしている。

【事例2】80歳代 男性 士別
昨年、ガソリンスタンドで販売員に「支払が便利です」とクレジットカードの作成を勧められ作った。その後、1度も利用せず1年が経った。すると、突然年会費の請求書が届き、驚いてガソリンスタンドに連絡すると「年間5回利用で年会費は無料になる」と返答された。カードを作成する際、年会費についての説明はなく納得できない。

【事例3】70歳代 女性 士別
団体旅行をした際、空港で「ポイントが付きお得です」と勧誘され、自分と夫用のクレジットカードとポイントカードを2枚作成した。その後、そのカードを一度も利用する機会がないため、電話で退会手続きを試みたが、ナビダイヤルでオペレーターに繋がらず長時間待たされる状態になるため諦めて切電した。そのまま手続きをせずにいると、自分が2,200円夫が1,100円の請求書が届いた。勧誘時、年会費のことは全く説明されなかった。

【相談処理】

事例1は、2016年カード作成時、年会費のかからないものでしたが、2021年に携帯電話を新たに購入した際、年会費のかかるゴールドカードに変更され金融機関から自動引き落としの申込みをしていました。相談者はその金融機関の利用を停止したため年会費を引落しできなかったことが分かりました。クレジットカード会社は相談者本人と家族の2枚のカードを発行していると説明しましたが、相談者はどちらもカードを保管していないと主張。退会と請求の取り下げを要望し受理されました。

事例2・3は、年会費について説明不足を理由に請求の取り下げと、クレジットカードの退会を受理されました。

【ひとこと助言】

クレジットカード機能付きのポイントカードは、特典が優遇されるメリットがありますが、その反面年会費が発生する場合があります。初年度は無料でその翌年から発生することもあるため、消費者は年会費を忘れがちです。また、決済機能があるため保管等に注意が必要です。

退会の手続きも、「窓口になかなか繋がらない」「ナビダイヤルが分かりづらい」などの苦情もあり、年会費が発生するまで手続きを放置する傾向にあります。そのため、カード作成の勧誘をされても詳しい説明を求め、必要でなければきっぱりと断りましょう。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

